

令和 7 年度随意契約一覧表【産業部】

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
下水道課	(7) マンホールトイレ啓発冊子作成業務	令和7年6月17日	株式会社文響社	令和7年6月18日 ～ 令和7年8月31日	1,650,000	災害時に使用する、小中学校に設置しているマンホールトイレを市民へ周知する為、子どもたちに人気のコンテンツ「うんこドリル」で冊子を作成し、防災対策の一環として市内の各小中学校へ配布、また出前授業にて使用する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	小中学校での配布を通じて市民へ周知を図り、出前授業やイベント等で子どもたちへ直接教育を行うことで効果的に防災意識を高めることができるよう、子どもたちに親しみやすい同社が著作権を有する「うんこドリル」を活用して防災活動を促進するため。
下水道課	(7) 事業場排水規制等補助業務	令和7年4月22日	一般財団法人都市技術センター	令和7年4月23日 ～ 令和8年3月19日	3,830,200	排水規制等補助業務 一式	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	事業場排水規制業務に精通しているとともに、法的な専門知識を有し、下水道法に基づいた事業場への技術指導が可能であるため。
下水道課	(7) 富田林市水管橋耐震対策詳細設計等支援業務	令和7年6月10日	一般財団法人都市技術センター	令和7年7月1日 ～ 令和8年3月31日	3,223,000	詳細設計等調整支援業務 一式 積算技術支援業務 一式	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	水管橋耐震設計業者との技術的な協議にあたり、水管橋の構造や下水道施設に関する高度な専門知識が求められるほか、第三者的な支援が必要となります。このような条件を満たす支援機関を検討した結果、十分な専門性と実績を有し、かつ公的な立場からの技術支援が可能である同センター以外に対応可能な民間業者や機関がないため。
下水道課	(7) 10人槽を超える浄化槽の保守管理業務（年間単価契約）	令和7年4月1日	株式会社F J S	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	4,812,500	第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業に関する覚書第4条第3項に基づき、10人槽を超える浄化槽の保守管理業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	P F I 法に基づき締結した、第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業契約および同推進事業に関する覚書第4条第3項により、本保守管理事業を委託する事業者として適当であると決定されたため。
商工観光課	大阪・関西万博等出展用PRツール作成事業委託業務	令和7年5月1日	株式会社ジェイコムウェスト 堺局	令和7年5月1日 ～ 令和7年9月30日	2,787,950	本業務は、大阪・関西万博等出展用P R ツール（動画及びイラストマップ）作成事業委託業務一式を行うものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	価格評価のみならず、P R ツールのデザイン性や企画力を審査基準として重視し、より良い提案を求めるため、競争入札に適さないと考え、本市の一般競争入札資格者名簿に登録のある事業者の中から公募型プロポーザル方式により選定されたため。
商工観光課	富田林市企業実態調査業務	令和7年5月8日	株式会社帝国データバンク 堺支店	令和7年5月9日 ～ 令和8年3月31日	2,993,974	本業務は、本市の産業構造や企業ニーズを把握するために、アンケート調査の実施及び結果分析を行い、本市の産業振興施策の検討を行うもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務における市内企業へのアンケート調査では、産業に関する専門知識や経験を持つ相談員等の対応が必要となります。また、調査結果を分析し、本市の産業振興施策への確に反映させるためには、詳細な企業情報との照合や、全国・大阪府内・近隣自治体との比較検証を行う必要があり、当該事業者が提供する専用サービス「HELFE CLOUD（ヘルフェクラウド）」を利用することで可能となるため。
商工観光課	令和7年度観光ガイド改定業務	令和7年5月14日	株式会社WAVE	令和7年5月15日 ～ 令和7年12月26日	1,920,270	本業務は、富田林観光ガイド日本語版および英語版の改訂・印刷を含む作成業務一式を行うもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	現行の富田林観光ガイド制作事業者であり、この度の一部改訂においてもそれまでのノウハウおよび連携体制を活かし既存のガイドの世界観と統一した企画立案や宣材資料の収集、翻訳およびレイアウト調整等の編集業務から印刷までを総合して行うことができる。加えて、在庫状況により早急な納品も重要な要素であることから、一貫して受注することにより大幅に納品期間の短縮・経費の削減が可能な本事業者が適任であると考える。
商工観光課	令和7年度地域就労支援業務	令和7年4月1日	一般社団法人富田林市人権協議会	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2,829,807	本業務は、就労困難者等に対する相談事業及び職業能力開発等支援事業をコーディネーターにより実施するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、職業紹介事業所への斡旋や、講座等の支援メニューを紹介するだけでなく、相談者（就労困難者）ごとの多種多様な課題を把握する必要があります。本市において生活相談や人権相談等、様々な相談を総合的に対応できる唯一の法人であるとともに、本業務に関する長年の実績があるため。